

平成25年度 第1回宮城県農村振興施策検討委員会

開催日時：平成25年7月24日（水）

開催場所：宮城県庁4階北側 庁議室

議 事 録

宮城県農林水産部農村振興課

平成25年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会

司会（事務局：大場技術補佐）：皆様ご苦勞様でございます。ただいまより、平成25年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を開催いたします。

はじめに、当課の菅原課長よりあいさつを申し上げます。

菅原課長：みなさん、こんにちは。

農村振興課長の菅原でございます。

本来であれば山田農林水産部長があいさつを申し上げるところでございますが、急遽別の会議が入りまして出席できなくなりましたので、代わって私からご挨拶を申し上げます。

委員の皆様には大変お忙しい中、ご出席を頂きましてありがとうございます。

また、日頃より本県の農林水産行政の推進、特に農村振興にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、東日本大震災から今年で3年目となり、県の震災復興計画における復旧期の最終年を迎えております。

新聞・テレビ等で報道されておりますが、農業農村整備関係では「農地・農業用施設の復旧・復興のロードマップ」を掲げまして、復旧・復興を進めているところでございます。

今年の5月末時点における津波被災農地の復旧の進捗は85%になっておりまして、約1万1千ヘクタールに工事を着手しております。

すでに営農再開が可能となった農地は7,500haで、約6割で作付けがなされており、着実に復旧・復興が進んでおるところでございます。

一方、いまだ営農再開ができない農地につきましても、一日も早い営農再開ができますよう、引き続き農地・農業用施設の復旧に取り組んでまいります。

本日は、本年度第1回目の委員会となりますが、農地・水保全管理支払、中山間地域等直接支払、中山間地域等農村活性化事業の3事業について検討していただくことになっております。

前回の委員会を3月に開催しましたが、それぞれの事業毎に昨年度の実績及び今年度の計画をそのときに報告しておりますことから、今回の委員会におきましては、前回懸案として残っておりました案件について引き続き検討して頂きたいと考えております。

特に中山間地域等直接支払と中山間地域等農村活性化事業の両事業に係る懸案であります。過疎化や少子高齢化に苦しむ中山間地域等の集落に対する支援の在り方につきまして、県では独自の取り組みを今年度からモデル的に行っていくこととしておりますので、この件につきまして、多方面からのご意見を賜りたいと思っております。

なお、今回の委員会におきましては、事務局側からは資料の量を極力少なくし、説明時間も短くすることとしておりまして、貴重なご意見をたくさんいただけるものと思っております。

よろしくお願ひしたいと思っております。

本日の委員会におきまして、本県の農業農村が一層元気になりますよう、そして、委員・専門委員の皆様におかれましては、それぞれの分野の専門的なお立場から、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げまして、簡単ではあります。開会のあいさつとさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

司会（大場技術補佐）：ありがとうございました。

今年度第1回の委員会ですが、今回は委員8名・専門委員4名の計12名全員の出席となっております。

なお、本年4月の人事異動によりまして、株式会社 日本政策金融公庫 仙台支店 農林水産事業統轄に、長瀬勝彦様が就任なされまして、本委員会の委員に就任されたのでご紹介致します。

長瀬委員：長瀬でございます。よろしくお願ひいたします。

司会（大場技術補佐）：また、真木委員様の所属が機構改革によりまして「みやぎ農業振興公社」に変

更となっております。

その他、長田委員につきましても、「NPO法人 あぐりねっと21」の副理事長の職を退任なされたので「あぐりねっと21 理事」と変更になっております。

さらに、加藤専門委員の所属につきましても、「加美郡西部土地改良区 理事長」の職をご勇退なされたことから、「JA加美よつば 理事」と変更になっておりますことをご知らせ致します。

それでは、議事に移ります前に、資料の確認をさせていただきます。不足している資料がありましたらお申し出下さい。

資料は、「次第」、「資料1」とそのセットの「新たな農地・水保全管理支払交付金」というパンフレットが入っております。

それから「資料2」、それから「資料3」、それから「資料4」、それから「みやぎ型グリーン・ツーリズム行動計画」、これらの種類になっております。

あと、「元気だよ」というのが入っておりますけれど、これは委員・専門委員の皆様だけに入っております。

なお、会議の記録を作成しますので、発言の際は恐れ入れますがマイクをご使用願います。

本委員会は、条例第五条の2により、委員の半数以上が出席しておりますので、本委員会は成立しておりますことをご報告いたします。

また、県の「情報公開条例」に基づき、本委員会は公開となりますので、予め了承願います。

それでは、ここから議事に入りますが、本委員会は条例で委員長が議長となることになっておりますので、ここからは大泉委員長に議事の進行をお願いします。

あいさつと一緒にお願いいたします。

議長（大泉委員長）：はい、それでは議事を進めさせていただきます。

今日は、事務局報告が意外と少ないということです。ただ、かねてより、中山間地の集落支援の有り様に関して、宮城県として施策化する必要があるのではないかとというご意見をいただいております、それを懸案事項、宿題としておりました。

おそらくこの議論の時間を多く取りたいという事務局のお計らいではないかと、勝手に解釈いたしまして、それをどこで議論すればいいのか、まだ私もわかっていないんですが、この議事の1、2、3、4とございますが、2、3、4あたりでしょうか、或いは4で一回つのもかもしれませんが、その辺は、適宜にやりたいと思いますので、事務局の方からご指示頂きたいと思います。

それでは、まず最初の「農地・水保全管理支払交付金事業」に関して、事務局からご説明をお願いします。

よろしく申し上げます。

佐藤技術主査：「農地・水保全管理支払交付金事業」について、資料1について説明させていただきます。

担当します、宮城県農村振興課の佐藤です。

よろしく申し上げます。

座って説明させていただきます。

それでは1枚めくっていただきまして、一つ目ですけれども、平成24年度活動状況についてになります。

こちらにつきましては、前回の委員会で資料を配布しておりますが、前回は実績見込みの数値でもありましたので、今回は実績値、確定値として提出しております。

変更した主なところは、(2)の支援交付額の共同活動の部分を一部変更しております。

一部誤字とかも直している程度の変更になります。

続きまして、2になります。

3ページをご覧下さい。

平成25年度活動計画予定等について説明させていただきます。

こちら、まず2の1としまして、平成25年度活動計画予定についてですが、こちらにつきましても、前回の委員会時に資料を配布させていただいておりますが、基本的な内容の変更はありませんが、一つ変わったところとしましては、4ページ目になります。

4 ページ目の③県民への理解の促進の4)として広報誌「ぐるみ」の発信, 5の「活動事例集」の作成を追加させていただいております。

また、④の検討委員会ですが, 3回を2回として変更させていただいております。

続きまして, 5 ページ目になります。

2の2の平成23年の中止組織について説明させていただきます。

平成25年度現在の状況として報告をさせていただきたいと思いますが, 津波によりまして平成23年度, 県内では15組織が中止, 廃止している状況です。

仙台市: 5 地区、名取市: 4 地区、岩沼市: 5 地区、石巻市: 1 地区となっております, 平成24年度には岩沼の「下郷」が再開しており, 本年度(平成25年度)につきましても, 仙台市の「笹屋敷」, 「三本塚」の2組織が再開をしております。

昨年度は, この仙台市の5組織を対象に出前講座の要請がありまして, 実施しております。

この状況につきましても, (2)の「農地・水の出前講座の状況」にあるように, このように昨年度説明させていただきました。

今年度につきましても, 関係市に組織の現状等を確認させていただきまして, 平成26年度以降の再開に向けた課題について確認させていただいております。

その内容が(3)のところになっておりますが, 課題としましては「災害復旧工事が完了してない」「災害復旧工事が完了しているが作付けまで至っていない」「災害復旧工事が完了し作付けができるが, 今後, 東日本大震災復興交付金を活用した農地整備事業が実施され, 一部作付けができなくなる」「集団移転候補地になっている」「集団移転により既存の区域に住めなかったり, 非農家の参加が難しくなっている」というような状況になっております。

そちらの状況が, 次の6 ページから7 ページになります。

まず, 6 ページ目になりますが, 仙台市につきましても, 今現在このエリアが国の直轄特定災害復旧事業で復旧整備等が行われております。

黒く枠組みされているところが, 平成23年度に中止した組織のエリアを記載させていただいております。

その左側の「笹屋敷」と「三本塚」が今年再開をさせて頂く場所です。

石巻市につきましても, 「大川」で現在, ほ場整備事業が入っておりますが, 今まだ, なかなか作付けができない状況になっております。

7 ページ目になりますけれども, 名取市, 岩沼市の状況になります。

災害復旧区域図という形で重ね図となっております, 黒枠になっているところが平成23年度に休止している組織となっております。

その中で, 岩沼だと, 真ん中, 地図だと左側の仙台東部道路の下側になりますが, 「下郷地区」のみが継続されている状況です。

まだ作付けが出来ない状況と言うこともありまして, 今現在は再開が難しいという話を聞いておりますが, 本県の支援策としまして(4)になります, 今後活動再開を希望する組織に対して, 地元の状況を踏まえながら, 農地・水出前講座等を開催し, 活動再開に向けた取り組みを支援していきたいと考えております。

続きまして, 8 ページ目になります。

2-3の「2期対策へ継続しなかった活動組織への補足調査結果について」とありますが, 前回の施策検討委員会の中で提示させていただいた資料を参考として, 下半分につけておりますが, 前回の委員会の意見としましては, 「2期対策に制度が移行したとき継続しなかった組織への細やかな分析がもう少し必要では, そもそも活動に参加する人がいないのか。あるいは人はいても活動に参加しないのか, といった要因の分析が必要ではないか」という話がありまして, 今年, 2期対策に継続しなかった活動組織: 2組織となりますが, 聞き取り調査をさせていただいております。

その内容が上に記載の(1), (2)になります。

(1)の低迷した活動について話を聞いたところ, 「農地, 水路等の基礎的保全管理は現在も実施している。ただ, 生き物調査や花植えなどの農村環境の保全のための活動は予算が伴うため, 実施していない」というような内容でした。

このように農村環境の保全の一部が低迷しているというお話でした。

(2)の2期対策に取り組まなかった理由としては, 下の表にあります。

「事務作業量が多い」「役員のなり手がいない」「事務の繁雑」という話がありましたが、その中でもやはり、この予算が公金ということもありまして、「事務手続きをきちんとしすぎて、なかなか事務手続きの後継者を育てられなかった」というような話がありました。

あとは、「農道、水路の整備が、農業農村整備事業により整備され、共同活動を実施する必要がなくなった」というような話もありました。

あとは、「後継者役員の育成ができず、2期対策での役員の担い手がいなかった」というような解答をいただいております。

このようなアンケート結果ですが、「参加する人がいない」というような訳ではなく、農地や水路等の基礎的な保全管理活動は現在も実施されているようでして、また交付金により地域内の交流ができたことはよかったという意見をいただいております。

続きまして、9ページ目の日本型直接支払関係についての情報を報告させていただきます。

農林水産省では、平成25年度農業の多面的機能を評価した、日本型直接支払制度及び新たな経営所得安定対策を中心とする、担い手総合支援の制度設計に向けて、多面的機能や担い手に関する状況調査を今行っております。

なお、この新たな制度に対しましては、新聞等の報道によりますと、法制化による現行の経営所得安定対策に加算される形で検討されており、これまでの農地・水保全管理支払交付金等の共同活動のしくみを維持すべきとの要望もあげられているとのお話があります。

そのような中で、今現在国の方では、多面的機能を担い手の調査内容として、(1)の1)～5)の5項目について、調査をかけようと考えているようでして、本交付金の農地・水保全管理支払交付金と中山間地域等直接支払交付金に関しましては、1)の「集落共同体等による資源保全・管理活動の把握・分析について」今調査が行われております。

その内容につきましては、(2)になりますが、現在先行調査と民間調査という形で、2つ調査が行われております。

農地・水保全管理支払について、先行調査として、現在対象地区が東北から1地区が該当しており、それが当県の宮城県登米市となっております。

こちらは、提出書類等を5年分出しておりますが、来週の月曜日に現地調査の予定となっております。

中山間地域等直接支払いにつきましては、山形を対象として行うこととお話を聞いております。

また、民間調査になりますが、農地・水保全管理支払の対象組織は、宮城県から11地区を提出しております。

組織については、資料に記載の通りとなっております。現在この5年分の書類等を提出しております。今後予定は未定ですけれども、農地・水保全管理支払及び中山間地域等直接支払交付金の取り組みについて、全国で約1,000地区を対象に民間調査を実施するという話を聞いております。

農地・水保全管理支払について、現在665地区の中から宮城県では11地区として提出しております。

中山間につきましては、7地区を対象としており、資料を収集中であります。

日本型直接支払いの情報についてご報告させていただきました。

続きまして、10ページ目になります。

4の「平成24年度活動組織への実施状況アンケート結果」となります。

こちらは、平成24年度に取り組みました512組織に対して、昨年度アンケート調査を実施しております。そのうち、430組織から回答がありました。その結果の主な概要のみ今回掲載させていただきます。

一つ目としまして、対象組織の役員について質問させていただいております。

結果は、組織の役員をしている平均年齢の約7割が60代。また、主に事務を担当している方の職種は農業者が4割、他、会社員・公務員・農協職員・土地改良区職員等の回答がありました。

続きまして、問2になります。

農地・水保全管理支払活動に取り組んだ活動結果について聞いております。

その中で、1つ目、「地域資源の保全になりましたか」という問いに対して、ほとんどの組織で地域資源の保全になったとの回答いただいております。

続いて2ですが、「若者参加が増えた、話し合いの回数が増えた、新たなイベントが開催された、などの地域内の活動が活発になりましたか」という問いですが、こちらにつきましては、9割の組織で活発になったという回答をいただいております。

11ページ目になりますが、(3)としまして、「地域内にとって良かったと思われることを記入してください」という設問で、自由に記載させていただきました。

その内容については、こちらで大きく分けさせていただきました、5つの項目にまとめさせていただきました。

1つ目としては、「親睦、交流、つながり」ということがあげられているようです。

その内容としては、「活動を通して地域住民の親睦・繋がりが深まった。また、非農家を含めて参加することによって地域内のコミュニティに役立った。地域の色々な人との交流ができるようになった。交流することにより新しい活動が生まれた」という意見がありました。

続きまして、「環境・資源保全への意識」になりますが、こちらにつきましては、「保全活動の協力意識が高まり、地域農業の在り方など活動の共有がもたれるようになった。集落に環境経過への自発取り組みする家庭が増えた」という意見がありました。

続きまして、3つ目が「農地保全、農業用施設等の機能維持」になります。

こちらにつきましては、「道路・水路の除草によりゴミが少なくなった。点検作業をこまめにすることで、早期補修に着手するので、大きな災害が少ない。常に管理体制がつけられる」という意見をいただきました。

続きまして、「農村景観・環境の向上」としまして、「景観形成の取り組みで景観が良くなり散歩する人が多くなった」という意見もありました。

「その他」となりますが、「他地区からの不法投棄が減少した。また、地域行事への参加が多くなり、コミュニケーションがとりやすくなった。集落の郷土愛が強く感じられるようになった」というような意見がありました。

その他に、前回この事業のPRが不足しているのではないかという意見がありました。

今年は、昨年と引き続き県庁ロビーでの事業の紹介、あとは仙台七夕祭りでの事業の紹介など、またアンケートにより、情報発信したいと考えておりますが、それ以外に今考えていることとしまして、4ページ目の「平成25年度活動計画」でも話しさせていただきましたが、そのPRの一つとしまして、宮城県農地・水環境保全向上対策協議会で作成する広報誌です。

1期でも作っていたのですが、こちらを作成し、情報を発信して行きたいと思っております。

内容は、活動組織の取り組み、研修会のご案内、協議会からの連絡事項等を記載したものを協議会のHPまたは、当課のHPにリンクをさせていただき発信したいと考えております。

また、もう一つは、活動事例集の作成となっております。

1期対策で表彰された活動組織への事例を含め、2期対策を実施している特徴のある活動を掲載した活動事例集を作成しまして、こちらも地域協議会のHP、または当課のHPにリンクし、地域の取り組みを紹介していきたいと考えております。

また、地域の活動組織が、実施した内容等につきましては、新聞・テレビ・ラジオ等の取材があった場合は、必ず農地・水保全管理支払の〇〇資源保全隊とか組織とかいった形で、掲載するルールをつくりたいと考えております。

また、参考ですけれども、現在協議会のHPに情報を発信しておりますが、資料最後の12ページになります。

むすび丸花壇の設置を紹介させていただいておりますが、本年4月1日から6月30日までの間、宮城県で、ディステーションキャンペーンを開催していましたが、その際の取り組みの一つにスタンプラリーというのがありました。

その中の一つに、むすび丸花壇を設置するという取り組みがありまして、この農地・水保全管理支払の3組織が参加させていただきました、写真のとおり、地域の皆様で設置しまして、このような形で観光客の目を楽しませるような取り組みをしております。

以上で、報告・説明を終わらせていただきます。

議長（大泉委員長）：はい、ありがとうございました。

農地・水保全管理支払事業ですが、今ご報告があったような内容で、活動実績とそれから活動計画、それから中止組織に対するケア、それからアンケート意向調査等の報告がありました。

ご意見いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（大泉委員長）：はいどうぞ。

沼倉委員：質問でございます。

5ページの(3)「平成26年度以降の再活動に向けての課題」の中で、3つ目の「・」で、「災害復旧工事が完了し作付けできるが、今後、東日本大震災復興交付金を活用した農地整備事業が実施され、一部作付けができなくなる」とあるが、これはどのくらいの量になるのでしょうか。

この交付金を活用した整備事業がはじまるとまた事業が終わるまで作付けできなくなる。

それがどれ位の広さか。

何カ所でもいいんですけども、教えていただきたいと思います。

高橋班長：今の(3)の3つ目の「・」ですが、7ページにあるとおり、災害復旧工事を実施しております、黄緑色の着色の所が平成24年度に施工しているところであり、次に新たに復興交付金を使ってほ場整備事業に取り組むことにしているところでございます。

県内全体で、県営事業により4,000haのほ場整備を行うこととしています。

この復興交付金によるほ場整備事業につきましては、平成27年度を完了目標に頑張ることにしていますが、ほ場整備工事が入れば一部の期間で作付けが実施できないこととなります。

議長（大泉委員長）：これは、災害復旧工事をやりますよね。

それが終わった後、農地整備事業を仙台市の2,000haを除いて4,000haを亘理・岩沼・名取などで行う。

それで、1年か2年位作付けができないということですね。

菅原課長：今の件につきまして、説明させていただきます。

災害復旧工事の着手率が85%で、営農再開が約6割。

その分母は、被災農地13,000haを対象としておりまして、北は気仙沼から南は山元町まで、沿岸部の農地でございます。

復旧・復興の基本方針としましては、とにかく一年でも何ヶ月でも早く営農再開ができるようにということで、まずは復旧を先行して進めております。

地域的には、被害程度の少ないといいますか、海水をかぶっただけの所と、中位の一部がれきが流れ着いたところと、津波によって土壌がえぐられたり、海からの堆積土が相当厚く堆積したりして、被害程度が非常に甚大なところと、大きくいえば3つ位に分かれるますが、復旧は内陸側の被害程度の少ない所からということで、7ページで言えば、平成23年度は東部道路近辺の黄色の着色の所を復旧してきました。

平成24年度、昨年度は、この緑色の所を復旧しており、今年度以降は沿岸部の被害程度の著しい海岸線に近い所を復旧します。

例えば、7ページの上の方にあります名取でいいますと、杉ヶ袋北、杉ヶ袋南と吹き出し線で書かれている地域がございますが、ここは平成24年度に復旧工事を実施して、平成25年度に営農再開をしている所です。

災害復旧というのは、例えば、一反歩の水田をそのまま現状通り一反歩で復旧するというのが基本です。

宮城県の復旧・復興の基本方針としては、復旧に留まらずに農業・農村の再構築を目指すということ掲げており、新たに区画を大きくする農地整備事業をそのエリアの中でやることにしておりますので、この杉ヶ袋北については、平成25年に作付けしましたが、平成26年度は一部営農ができなくなる部分が出てくるということでございます。

面積的なデータがないので、具体的な数値は示せませんが、そういう状況で復旧・復興を進めているということです。

議長（大泉委員長）：ありがとうございました、よろしいですか。

宮城県内で4万ヘクタール位の農地・水保全管理事業をやっている訳ですけども、それに11億円位のお金をかけてやっています。

そのような中で、中止した組織があるという状況ですが。
長田委員。

長田委員：3つ程質問です。

3ページの(1)の取り組み面積が24年度から結構増えているのは、これは今説明を受けたのに関連するように、復旧が進んだ結果という理解でいいのかどうかという確認をさせていただきたいと思います。

それから、4ページの一番上の「事務サポート体制の構築支援」。

その辺の優良事例の情報発信とありますが、この情報発信の手段が七夕と県庁パネル展ということでのいかどうか。

これだけだとちょっと弱いという気がするのですが、そういうことなのかどうか確認をさせていただきたいと思います。

それから9ページの(2)の「資源保全・管理活動の把握・分析のための調査の実施」のところですが、先行調査の対象地域として、東北として1地区、登米市が選ばれていますが、これの選んだ選考基準がどういふものなのかを教えてくださいたいと思います。

佐藤技術主査：まず1つ目の3ページ目ですが、面積が増えた理由です。

こちらは仙台の再開組織、2組織を含めまして、一部新規、又は変更したところがありまして、それで、面積が増となっております。

長田委員：復旧だけということではないのですね。

佐藤技術主査：はい、そうです。

続きまして、4ページ目になります。

事例等の情報発信になりますが、さきほど話したような広報誌での発信、事例集の作成、さきほどお話しなかったですけれども、取り組み事例を研修会等でもお話をいただくことで考えております。

また、HPでも情報発信したいと考えております。

9ページの登米市の選定につきましては、東北農政局から今回は宮城県でお願いしたいと要請がありまして、宮城県でどこかという選定をさせていただきました。

今回は宮城県から登米管内の方に依頼をさせていただきまして、登米から1件という形で選定となっております。

高橋班長：沿岸部の方が忙しいと言うことで、仙台管内、石巻管内、東部管内を外し、内陸の方で選定したいと思っていたのですが、平成24年度に栗原や大崎管内で調査が入っており、登米の方で入っていないということから、登米にお願いしたということでございます。

議長(大泉委員長)：よろしいでしょうか。

長田委員：はい。

議長(大泉委員長)：それでは、真木さん。

真木副委員長：さきほどの沼倉委員の方からの質問にも関係するのですが、5ページです。

平成23年度の中止組織ということで、15位の組織が載っている訳ですけど、特に先程話しがありました、仙台市、名取市、岩沼市、この辺のところの再整備がある訳ですよね。

再整備するということは、8ページをご覧くださいませか。

8ページの2-3の(2)2つ目の「・」,「農道・水路の整備が農業農村整備事業等により整備され、緊急に当交付金事業で共同活動等の活動を実施する必要がなくなった」ということで、中止する理由になっている訳ですね。

ということは、今後は場再整備されようとするところも、農地・水保全管理支払の活動が継続されない

ということも当然考えておかななくてはならない、ということだろうと思いますので、ぜひ、出前講座等をされる場合には、そういった道路の整備だけではなくて、別の景観形成だとか、いろんなやり方がありますよ、ということを出前講座の中でお話いただけるといいのではないかと思いますので、意見としてお話ししました。

高橋専門委員：今のお話と関連するんですが、そもそものところは5ページですよ。

被災を受けた我が県では、4,000haのほ場整備をやる、それに、2,000haを国でやる。

そういう大きな再編が沿岸部で起こるということは、基本的にこれまでの集落形態の変化、それに伴う面整備が括り方も変えていくことから、従来の集落をベースとした活動形態が変わるということが、想定されます。

そういう中から、一部作付けができないという土地もある。

それから今、真木副委員長がおっしゃるように、面整備が行われると基礎的な共同活動をすぐやる必要はない、というそういった過程的な変化が出る訳ですよ。

ということは、この制度設計というものに対して、これまで我々が経験していない、被災を伴う場合の制度設計の変更というのを余儀なくされる訳ですよ。

そういったものに対しては、被災を受けている宮城県としては、きちんと意見を申しながらこの継続をどうやってやっていくかということを考えて、このように出てきている課題をクリアすべきところをクリアしてやらないと、地元の方々は困る訳です。

できませんという制度設計ではおかしい訳ですよ。

まして、これからこれを継続的にやっていかななくてはならない。

コミュニティが崩壊するというので、困るというのであれば、そういったものを先行して、課題ばかりではなくて、これを受けてどうすべきかというのを、執行部側としてはきちんと考えていってもらいたいと思います。

議長（大泉委員長）：はい、今後の農地・水保全管理のあり様ですが、大区画、大規模営農というのがほ場の出来栄えから熱望される中で、この事業をどのように今後取り組んでいくと考えていくのかということですが、どうですか。

菅原課長：それでは、私から。

この制度は今2期目です。

平成24年度から5年間ということ、一旦中止しても再開できるというような制度になっています。

その中で、本当に沿岸に近いところは居住制限区域になって、その集落もなくなったりしています。

今、土地の集落のあり様も代わっているということで、具体的にどういう制度の改善といいますか、取り組み易くしていくかというのは、なかなか言葉ではご説明できませんが、再度再開できる制度になっていますので、国等とも協議しながら、そこら辺が取り組みやすいような形で推進していきたいと思っておりますが、次回の2回目の時には、その辺の対応策についてご説明をしたいと思います。

以上です。

議長（大泉委員長）：将来的には、多面的機能の維持に関わる交付金に編成替えされる可能性がある訳ですよ。

そうすると、いわゆる日本型直接支払ということだろうけど、その運用の仕方がね。

登米は、旧来の集落の影響があるだろうから、旧来のシステムでいいのだろうけど、集落がなくなっているような所では、いったい誰がどのようにしてこれに対応していくのか。

担い手総合事業で担い手にいくという気もするけれども、ここは宮城県の方から、こうした方がいい、ああした方がいい、と提言していった方がいいだろうと思う。

だから、調査事業が登米で入っているというのは、あんまり妥当ではないと思うが、事務局の方からいろいろ考えて提言してもらったのだろうから、その辺はどうでしょうかね。

菅原課長：そういう意味では、逆に今休止している、名取、岩沼、仙台のところで、調査っていうのも

考えられるのかなと思いますので、そこら辺は国の方と協議・調査して考えたいと思います。

議長（大泉委員長）：調査しなくても、ヒヤリングだとか、頭で考えて。

菅原課長：調査というか、状況を聞き取りしたいと思います。

議長（大泉委員長）：すみません余計なこといったかな。何かありますか。

田村委員：2期対策で継続しなかった活動組織への補足調査ですが。

これはすごく気になっていたところでしたので、調査を実施していただきましてありがとうございました。

この調査結果から、どうしてやらなかったかという原因が見えてきたので、非常に参考になりました。その他の資料とも組み合わせてみると、その事務手続きとか役員というものが一つのネックになっているということです。

ただ、上手くやっているところでは、土地改良区のサポートがあるようで、たぶん、この2期対策をやっていく上では、土地改良区の存在感とか役割というのは非常に大きいということを感じた次第です。

ただ、土地改良区の方で事務代行を引き受けられる所と、引き受けられない所があると思います。

例えば土地改良区に常勤職員がいないところでは、どこまでその土地改良区にお願いしたり、サポートを期待できるのかという点が気になります。

例えば、今回調査した所で、その事務手続きが大変で、役員さんを改良区にやってもらうのは無理だとしても、その事務手続きをその改良区にサポートしてもらえるとという可能性は、この2地区ではなかったのでしょうか。

佐藤技術主査：2地区は改良区には頼んでいない所でした。

田村委員：頼んでいないということと、改良区も常勤職員の方がいなくて、そもそも頼めないような状況だったのか。

加藤専門委員：改良区で取り組んでいる地域、取り組まない地域、行政が関与している地域、みんなバラバラです。

ただ、仙北地方は意外と改良区がメインになっている地域が多いですけれども、宮城県全体でみますと「まったく私共は知らないよ」という改良区が結構あります。

ですから、一概に改良区がメインになっているところだけを中心に考えたらダメです。

だから、その辺の取り組み方が地域でバラバラですから、宮城県バージョンをつくらないと。

お願いしたいのは、震災で津波被害を受けた所は、宮城県バージョンを作成して、何とか通達できるように頑張ってください。

田村委員：他の県でも、事務の話しは、ずいぶんと問題となっていますので、もし宮城モデルで、例えば改良区あるいは違う組織かもしれませんが、そういったものがサポートすることができれば、これたぶん非常に良い例になると思うので、引き続きいろいろ調査されることを期待します。

高橋班長：10ページに、どういう人が役員になっているかというのがありますが、6割の方が、会社員だとか、公務員だとか、農協職員とか、そういった人たちが事務を担っているのが多い。

議長（大泉委員長）：今、副委員長から提案がありまして、今日は、中山間地の集落支援の課題をメイン課題にする予定だったんですけれども、ここのところは、それと関係するので、土地改良区支援もそうだし、あるいは市町村、あるいは集落、あるいは外部組織だとか、そのところを資料4のあたりで、少し話したいと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

少し教えて欲しいのは、ここと関係するのだけれども、居住制限区域、これは今どういう方針で、どう

することになっているんですかね。

方針か何かあるんですかね、農地にするとか、あるいは公園にするとか、これは市町村によってみんな違うんですかね。

これはどこがコントロールしているの。

菅原課長：基本的にはそれぞれの市、町の復旧・復興整備計画がありまして、その市、町が基本的にはその責任を担っているということでございまして、居住制限区域の農地は、基本的には農地に復旧する、というような方向で、今のところ復旧・復興を進めています。

人がいなくなる訳ですが、防災集団移転で農家の人たちを含めて内陸の方に移ると、その方々が営農に、少し距離がありますけれども、営農にくるとか。

あとは、今進めているのは、受委託等を進めて、競争力のある経営体を育成していくということで、法人化を進めながら、その法人の中で営農をするように、その方向で進めているという形です。

議長（大泉委員長）：それは居住制限区域の農地の利用に関してということですよ。

防集移転の所があつて、それから農地は農地に復旧するという所があつて、それ以外の土地がありますよね、それはどうするんですか。

菅原課長：地域によっては、当然移転後の住宅跡地がある訳です。

それがモザイク状に残って農地の間に介在するとバラバラな土地になるということになります、土地利用の形態が。

それでは、利用価値もなくなって、塩付け状態にもなるということです。

集団移転の宅地跡地は、基本的には、防災集団移転促進事業で、市、町が買い取るということになっておりますので、それを農村地域で農地整備事業を導入するところについては、地域の合意形成の中で土地改良制度の換地制度を活用して、ゾーニングをかけて、その宅地跡地をある一定エリアにまとめて、それを企業誘致ゾーンにするとか、そういう再整理といいますか、我々は土地利用の秩序化と言っていますけれども、そういうのも今取り組んでいるところが、例えば南三陸とか気仙沼、今進めようとしているのは、山元町の方です。

議長（大泉委員長）：居住制限区域に企業とか、誘致していいんですか。

菅原課長：居住制限ですから、日中といいますか、仕事でそこに、例えば、工場で仕事する分には構いません。

住居としてはダメだということです。

あとは、一定以上高くするとか、いろいろ条件はあります。

議長（大泉委員長）：それ、いつ頃までかかりそうですか。

南三陸は公園にするとかに決めたけど、山元はなかなか決まらないようだけ。

菅原課長：その防災集団移転促進事業は復興交付金なので、基本的には今のところ平成27年度までの設定になっておりますが、なかなか国のスケジュールどおりにはいかない。

議長（大泉委員長）：はい、解りました。

相原さん。

相原委員：8ページの2-3の(1)ですけれども、基礎的な保全管理は現在も実施しているとありますが、これはやめた所の回答ですよ。

そうすると、補助金は必要ありませんでしたねということになりませんか。

その下にあるのが、農村環境保全のための活動は補助金を貰わないようになった為にやらないと。

これを考えてみると、上の方は必要なかった。

下の方はこれからも必要だということで、この事業の対象が、あまりにも範囲が広すぎるような感じがするんです。

だから、環境だったら環境にもっと絞って、対象事業をもっと絞ってやったほうがいいのではないかと思うんですけども。

その辺いかがでしょうか。

議長（大泉委員長）：2期の活動が継続しなかった、低迷してしまった、でも基礎的保全管理は現在もやっているという話です。

すると交付金がある・なしに関わらず、基礎的保全管理はやられているのではないかということ。

高橋班長：ここでは、文章一行で済ましていますけれども、基本的に基礎的活動を、例えば草刈りをどこまでやったらいいかという話がありまして。

ここで書いてあるのは、最低のレベルの予算を伴わなくても良い、みんなで結の精神でやるっていう基礎的な活動と言う事で、きれいに行う草刈り等まではなかなかできていないということでございます。

基本的に農地・水については、農業農村を持続させるという目的でやっている事業でございますので、農村環境とかそういう農村の使命を積極的に守っていく為の事業と理解していますので、たまたまこの、最低限のレベルの事業を実施してきたというようなことだと思っております。

議長（大泉委員長）：もう一つの質問の意図は、この農地・水保全管理交付金の目的が少々広すぎるということです。

みなさん制度設計者ではないので、聞かれても困るかもしれませんが、多面的機能を維持するっていう行為に対する交付金ですから、多面的機能とは何かを考えると広がりすぎて、どこまでだ、という話になってくるのだけれど。

この辺はもっと議論があって然るべきだと思いますけどね。

高橋班長：本事業には、プラス地域コミュニティの強化というのも入っていますので、そういう中ではその環境の関係とかをやっていきましょうと、重要視されているので、何億もの予算でやっているというようなところでございます。

相原委員：それで、逆に地域とすると分かりづらい面があるんですね、おそらく。

こういう事業をやれば、参加できるというのがはっきり解らないものだから、もう少し、手前の対象のもっと広い範囲にわかりやすいようにやっていただければなと思います。

議長（大泉委員長）：クリアカットな補助金利用になっていけば、認識度合いも深まるだろう。

鈴木専門委員：さきほど長田さんの質問で、PRが七夕とパネルだけと心許ないと思ひまして、もう少し小学生向けのカatalogなど考えた方が良くと思います。

この間石巻に行った時も、土曜なのに皆さんで草刈りをして、休みの日に保全をして緑を守っているということは、仙台に住んでいると誰も知らない。

農家のエリアについても、どんどん非農家の方が入り、全然知らない人たちが入ってきているので、小学生とかにもっとPRを強くしなければいけないのではと思うのですが。

その辺のところをもっと強く教育委員会とかにPRとか、こういうことしているとか、非農家の協力も今後貰わないと、環境保全も難しくなってくると思うので、やっていただきたいと思います。

議長（大泉委員長）：非農家の協力を得るために、こうした事業の周知範囲を広げて行った方がいいということ。

鈴木専門委員：11ページで、今回、非農家に対して随分効果あったということなので、もう少しそこをPRしてもいいのではないかなと思います。

議長（大泉委員長）：この事業を誰にPRするのかということも関係するんだけど。

大体県の農地面積の半分位だっていうのは、多いんですかね、少ないんですか。

40,000haというのは。

それで、これをみんなで一緒にやる時に誰が参加するか、といったあたりで農家以外の人も入るんだろうと思いますしね。

どういう人にどういう目的で、PRするというがもう少しはっきりした方がいいでしょうね。

何かご意見ありますか。

佐藤技術主査：本事業の趣旨としましては、農業者だけではこの事業はできないことになっておりまして、農家が参加して地域共同で、この活動をするようになっていきますので、農家の方は必ず参加しているという状況です。

周知につきましても、組織によっては子供会も参加したり、PTAが参加したり、学校と連携をして取り組んでいる例も実際ありまして、そういった活動をしている方達の他にも、こういった組織でやっているよという取り組みを事例とかで紹介できれば良いと考えておりまして、PRをこういう形でできるということを考えております。

議長（大泉委員長）：さて、この1番目が長くなりまして、2番目、3番目に進みたいと思います。

よろしいですか。

中山間地域の問題ですが、直接支払交付金の問題と農村活性化事業についてです。

高橋主事：今年度から中山間地域等直接支払と中山間地域等農村活性化事業を担当しております、農村振興課の高橋と申します。

よろしくお願いいたします。

では、座って説明させていただきます。

まず、中山間地域等直接支払の方ですが、資料はお手持ちの資料2になります。

項目としまして、1、平成24年度実施状況について、2、平成25年度活動計画について、そして、参考として事業概要を最後に掲載しております。

それでは、資料2の2ページをご覧ください。

こちらは平成24年度の事業実施実績になります。

平成23年度と比較しまして、事業実施市町数が13、協定数は232で変化はありません。

交付面積は約2,099ha、交付額が約2億9350万円となっております。平成23年度と比較しますと震災復興にかかる協定農地の転用等の理由で協定締結面積、交付額ともに若干減少となっております。

次に資料3ページの方をご覧ください。

こちらには平成24年度の事業実施市町別の交付面積、交付額、協定数をまとめております。

詳しい説明につきましては、割愛させていただきます。

続いて、資料の4ページ、平成24年度の県推進活動の実施状況です。

こちらは平成24年度の第2回の施策検討委員会でも、説明があったことと思いますが、昨年11月に仙台市広瀬文化センターで中山間地域等直接支払協定活動支援研修会を行っております。

また、県の各事務所担当者を対象とした、事業推進に関する会議の他、昨年度は中山間地域等直接支払制度の中間年評価が実施されたため、県及び市町村の制度担当者を対象としまして、中間年評価に関する説明会を実施しております。

それから一番下になりますが、事業実施要領に基づく平成23年度の事業実施状況の公表については、県政情報センター及び県農村振興課のHPによって一般の方へ情報発信を行っております。

次に資料5ページをご覧ください。

平成25年度の活動計画について説明いたします。

まず、予算の状況ですが、平成25年度の当初予算は平成24年度の実績よりも若干の減額となっております。

続いて同じページの（2）ですが、例年広瀬文化センターで行っている活性化研修会の内容について、

昨年に引き続いて、基調講演と事例発表を中心として、実施する予定です。

なお、基調講演については、中山間地域の活性化について、全般的な話をさせていただくことに限らず、テーマを絞って各集落で実践する取り組み事例等について講演をさせていただくことなど検討しているところ です。

次に（３）の集落連携促進加算への対応となります。

まず、この集落連携促進加算の内容について説明いたします。

ページ前後しますが、資料の６ページをご覧ください。

今年度の中山間地域等直接支払制度の拡充措置である集落促進連携加算制度では、中山間地域等直接支払制度の協定参加集落が未参加集落と連携して、地域活性化を担う人材の確保等に向けた取り組みを行う場合に、交付額が加算されます。

交付要件として、次の二つの活動に取り組む必要があります。

まず、１点目として、本制度の実施集落が制度に取り組んでいない１ヘクタール以上の１団の農用地を新たにに取り込み、おおむね５０戸以上となる集落協定を締結、すなわち協定変更をする必要があります。

次に２点目として、将来集落の農業や地域活動の担い手となる人物を、集落外から呼び込むための受け入れ活動、体制整備を行う必要があります。

この二つの活動に取り組む場合に、１協定で１００万円を上限額として交付金の加算を受けることができます。

どちらか片方だけの実施では要件を満たしたことはなりません。

加算単価は１０アールあたり２、０００円となっております。協定変更後の全交付対象農用地面積に対してこの額で加算が行われます。

交付期間は１年間と記載されておりますが、平成２５年度に拡充措置に取り組んだ集落が翌年度も同じ措置を受けることは可能となっております。

資料のページ戻りまして、５ページをご覧ください。

この拡充措置に対する県の対応ですが、直接支払制度を実施している県内１３市町に対して、７月末までにこの拡充措置に取り組む意向をもつ集落があるかどうかの確認を依頼しているところです。

６月下旬に各事務所経由で事業実施市町に対して取り組み意向の聞き取りを行っておりますが、事業実施要領の改正後まもなくだったこともありまして、多くの市町でまだ集落へ制度を説明していないという段階だったため、確実に取り組むという集落は現時点では確認できておりません。

また、今回の事業実施要領の改正に伴いまして、事業実施市町では市町村基本方針の変更が必要となっております。こちらについては事業実施要領に基づきまして、７月３１日までに市町村基本方針を提出していただくように依頼しているところです。

最後に資料の７ページをご覧ください。

平成２５年度の中山間地域等直接支払交付金事業の市町村別の実施見込みを掲載しております。

初めにもふれましたとおり、昨年度と比べまして、若干の交付額の減少となっております。

以上のように前年度からの事業を継続しつつ、本年度の拡充措置への対応を行っているというような状況になります。

また、先程の農地・水の関連でも説明がありましたが、日本型直接支払に関する調査について、簡単に口頭で説明させていただきます。

中山間地域等直接支払では、先行調査は山形県で行われるということで、県内では選定されておられません。

また、民間調査については、７地区選定ということになっておりまして、丸森町、白石市、仙台市、大崎市、栗原市、登米市、気仙沼市でそれぞれ１集落協定ずつ、主な地目として田んぼを主な地目とする４集落協定、畑を主な地目とする１集落協定、草地を主な地目とする２集落協定を選定して、資料提出を依頼しております。

資料８ページ以降は中山間地域等直接支払制度の概要となります。

参考として掲載しているものですので、説明は割愛させていただきます。

以上で中山間地域等直接支払交付金事業についての説明は終わらせていただきます。

引き続き中山間地域等農村活性化事業の説明に移らせていただきますのでお手持ちの資料３をご覧ください

ださい。

こちらの項目は1, 平成24年度実施状況について, 2, 平成25年度活動計画について, そして参考として事業概要を最後に掲載しております。

本県では中山間地域等農村活性化事業の実施にあたり, 約6.6億円の基金を運用し, その運用益を予算としております。

今年度は約660万円の運用益を見込んでおります。

資料2ページをご覧ください。

資料2ページでは平成24年度の事業内容の説明をさせていただいております。

まずは, 事業費の項目ですが, 地域活動を実践する組織である保全隊9組織, 地域活動を推進する指導員3名に対し, 合計で約184万円の補助金を支出しました。

次に住民活動支援業務の項目ですが, 平成24年度は平成23年度に引き続いて, 角田市隈東地区においてNPOへの委託事業として実施されておりました, 地域ではワークショップを重ね, 自然観察会や工芸作品の伝承活動等が行われております。

隈東地区ではこの活動の成果もありまして, 平成25年度に新たな4つの保全隊が組織され, ため池保全活動等に取り組んでおります。

項目3～項目6についての説明は割愛させていただきます。

続いて項目7, 地域活動実践者等養成研修会ですが, 昨年11月に県内3カ所の合同庁舎で中山間地域等直接支払集落協定の参加者を対象とした, ワークショップを実施しております。

その後今年2月にフォローアップのアンケート調査を行った他, 6月にも再度アンケート調査を実施しております。

その結果と昨年の参加者からの感想等を踏まえまして, 今年度の研修会の内容を今後検討してまいります。

この他, 各事務経費の出費が加わりまして, 平成24年度の事業費は合計487万円, 運用益から事業費を除いた残額1,733,000円が基金元本に繰り入れとなっております。

資料3ページをご覧ください。

資料3ページには平成24年度に補助金を交付した保全隊の活動の内容をまとめてあります。

こちらについては説明を割愛させていただきます。

次に資料の4ページをご覧ください。

資料4ページには平成25年度の基金運用の見込みを記しております。

昨年度よりも基金元本が若干増加しておりますが, 定期預金の利率が低下していることが影響しまして, 運用益は昨年度と比べ若干の減少となる見込みです。

次に資料5ページをご覧ください。

資料5ページには平成25年度の活動計画の概要を記しております。

平成25年度は保全隊11団体, 及び指導員4名に対して補助金を交付する予定です。

交付額は234万円を見込んでいます。

また, 住民活動支援業務として, 約150万円の予算で, 登米市東和町ろくしち地域において新たな取り組みを行います。

ふるさと水と土指導員研修会への指導員の派遣, 県農村振興施策検討委員会の開催, それから季刊誌「新・田舎人」の購入については, 平成24年度と同様実施していく予定です。

地域活動実践等要請研修会は, 先程も述べましたように昨年度の参加者の感想, それからアンケート調査等をふまえ活動内容を検討してまいります。

そして項目8ですが, 今年度, 中山間地域集落モデル支援事業と称しまして, セツ宿町の干蒲, 丸森町の中区, 芦沢の合計3集落でモデル的に支援事業を実施します。

詳しい内容については, 後ほど, 大場補佐より説明がありますので, 私からは簡単な内容の説明とさせていただきます。

本事業では過疎化や高齢化が進行している中山間地域において, 集落の必要とする農作業の支援を行うボランティアを主に都市の学生や企業, NPO等から募集しまして, 集落との交流事業を実施します。

今年度は先程述べました3集落で農作業の支援を行う援農ボランティアを募集します。

事業実施後は来年度以降の事業の継続, 発展を見据えて集落に専門家を派遣して数回のワークショップ

を実施する予定としています。

最後に資料の6ページ目をご覧ください。

こちらには平成25年度の保全隊への補助金の交付額と活動計画の一覧を記しております。

詳しい説明につきましては、割愛させていただきます。

資料7ページ目は中山間地域等農村活性化事業の概要となりますが、参考として掲載しているもので、こちらにも説明は割愛させていただきます。

私からの説明は以上になります。

議長（大泉委員長）：ありがとうございます。この中山間地の事業に付随して、前回懸案でもありました中山間地の集落支援の内容という事がありました。

資料4の報告書に、これが出てますので、この報告も一緒にお願いをしたいと思います。

大場技術補佐：それでは資料4について、私の方から説明させていただきます。

資料ですけれど、「中山間地域等の集落支援体制の構築に向けて」という題にしていますけれど、前は「連携・交流促進」という名前が付いていましたが、我々もその名前がしっくりこないものですから、単純に「集落支援」という言葉に修正しています。

それで、資料の表紙の右下の方にページ、小さい字でふっていますけれど、これがページでございます。

2ページ目、表紙を捲って裏の2ページ目ですが、前回の委員会に出した資料とほとんど同じでございます。

中山間地域等直接支払は、協定面積、数がどんどん減ってきているということで、これの継続に向けて色々考えなければいけない。

中山間地域等直接支払でアンケートをとっていますが、6割の協定で外部からの支援が必要と回答しています。

そういったことで、先程高橋主事の方からお話がありましたけど、集落に対する支援、農作業といったボランティアを出来ないか、とういうことで、援農ボランティアといったものを中心に今回考えております。

3ページ目ですが、集落支援体制の構築ということで、これも前々回に資料を出しています。

上の方の構図は同じですけれども、要は集落協定に対して大学・企業・団体・NPO・都市住民が支援する体制、これを築いていきたいということです。

この下の年次計画については、前々回の委員会の資料では、平成26年度にモデル的取組をして、平成27年度に検証して、平成28年度から本格実施というスケジュールでしたが、委員の皆様から「直ぐにやってみたら良いんじゃないの」という意見があり、今年からモデル的にやってみる事にしました。

モデル集落につきましては、丸森町の中区集落、芦沢集落、七ヶ宿の干蒲集落、この3つの集落を対象にやっていくこととしています。

4ページ目ですが、これが今年行う支援についてまとめたものです。

「連携交流促進体制の構築」という昔の字が残ってますので、これは「集落支援体制の構築」という言葉に修正させていただきます。

これは、今年のモデル支援活動ということでまとめていますが、今年度は今お話しした3集落につきまして、大学・企業・団体・NPO・都市住民、そういった方を対象とした支援としたい、という事で纏めたものです。

実際、募集をかけたチラシを次のページ、5ページから10ページまでに、募集チラシをそのまま添付しています。

この内容につきましては、後で簡単にお話ししたいと思いますけど、当初4ページに書いた時点では、募集する集落について30~40人募集するつもりで我々も企画を提案しましたが、集落の方で「そんなに受け入れられない」ということになり、初めての事でもありましたので、10名位になってしまったという事です。

支援者の募集も、大学・企業・団体・都市住民という事で大きくPRしようかなと思いましたが、今のところ規模が小さいので大学を中心に募集しています。

大学についても、仙台市内結構ありますが、今回は宮城大学・東北大学・宮城教育大学・東北福祉大学

の4校に絞って、PRの募集チラシを配っております。

その他、企業・団体に関しては、その集落に縁のある企業・団体そういった所の一部にも声を掛けて募集をしています。

募集した集落について簡単にご説明をします。

5ページにつきましては、七ヶ宿町の干蒲集落でございます。

何年か前にこの検討委員会で現場の方に行ったので記憶がある方もいらっしゃるかと思いますけど、こちらの集落は、県内でも高齢化率が1番高いといっても過言ではない集落でございます。

こちらの集落の方と意見交換しまして「お手伝い出来るような作業がございますか」ということをお聞きしたところ、集落の方からヨモギに関する話があり、取り組むことにしたものです。

ヨモギというのは、鳥獣害、猿とか猪にやられないのだそうです。

高齢になって、田んぼが出来なくなった方でもやれるのがヨモギだという事で、この集落ではヨモギを畑にして出荷しているというような所で、2〜3ヘクタール位この集落にあるそうです。

これを角田市に本社がありますが、工場は丸森町ですが、宮城製粉という会社に出荷しています。

このヨモギの畑がだんだん耕作放棄地化してきているのが気になるという集落の方の意見がありまして、何かやりましょうという事で、ヨモギ畑再生プロジェクトを今回9月11日に行うこととしました。

耕作放棄地化しているヨモギ畑を再生するため、ヨモギを移植する作業をやって、来年以降はこれの摘み取りを行う形になると思います。

そういったことを進めていくような形で今回やってみることにしています。

2つ目は、7ページの丸森町中区という所でございますが、筆甫です。

福島県との境の方になりますが、こちらは丸森町全体が放射能の風評被害によって大分苦しんでいる所です。

中区につきましては、転作として40アール位のヒマワリを景観作物として植えていて、このヒマワリの種を油にして自分達で消費しているというところですが、この集落では今までそういった交流的な事を行ったことはなく、やってみたいという事から今回これを企画しております。

3つ目ですが、9ページです。

こちらの方は丸森町の耕野の芦沢集落という所でございますけど、芦沢集落につきましては、結構都市農村交流を一生懸命やっていた集落でございまして、前に豊かなふるさと全国表彰で「がったり村」ということで表彰、東北農政局長賞を受けたところでございます。

こちらの方も移住者が1名いましたが、今回の風評被害で子供が居る関係で出て行ってしまいました。

棚田もありますが、そこで棚田オーナー制度もやっていたんですが、それも今回ダメになってしまいました。

少し気落ちしている集落です。

こちらの集落の方と色々話をした結果、特産の干し柿、ころ柿といいますが、この作業がピークの時には大変忙しいという事あり、11月の中旬過ぎ頃からは夜・夜中まで作業をするという事で、シルバー人材センターの方に頼んでアルバイトとして手伝って頂いているという事です。

それで、援農ボランティアをやってみたいということですが、素人の方がどれ位働けるかどうかわかりませんが、まずやってみようということで取組んでいます。

この援農ボランティアは、「干し柿作り支援プロジェクト」という事で募集しています。

今回、この3つの取組をやってみる事にしています。

これはまず、やってみないとどうなるか分からないので、色々課題など出てくると思いますが、そういった事を今後修正して、進めていきたいと思っています。

11ページの方に、H26以降の要支援集落への支援拡大とあります。

今年度は、県と市町村・町・集落と情報を共有しながら、県庁の方で直接大学や企業に声を掛けてボランティアを集めるという形で進めています。

H26以降は、こういった取組をどんどん県内全体に広げていきたいと考えております。

そうした場合に、県庁でも動ききれないというのがありますので、ここに何かもう1つ足さなければいけないのではということで、資料の11ページに書いていますが、「広域ネットワーク登録システム」です。

これについては、中段に「都市農村共生・対流総合交付金」という国の補助がありますが、これを利用して来年から広域ネットワークのシステム作りをやっていきたいと考えています。

簡単にいえば、要支援集落と支援希望者をマッチングするシステムを構築するということになりますが、これに対してご意見頂きながら整理していきたくて考えています。

その時に、宮城県と入っている組織図がありますが、宮城県の下に〇〇と付いています。

ここに、もう1つ何かの組織が必要ではないかと考えている訳です。

それでその〇〇と付いている所に、みやぎグリーン・ツーリズム推進協議会という組織がありますが、そちらの方ではワーキングホリデーということで、援農ボランティアを受け入れてる実績が既にあります。

ただ、数は少ないんですが、その組織を利用してやれないかと考えていまして、この話については協議会の方にも説明をしています。

12ページの方に、我々が今後こういったものを進めて行くうえで、こういった事を取り組んだら良いのではないかとというものを簡単にケースごとに纏めた表を12ページに付けています。

「H24提案」とありますが、昨年の委員会の時に出した案ですが、今年度行う支援活動にプラスして、リーダー研修会をするというのが、昨年度提案した内容です。

実際、昨年20集落位を対象にリーダー研修会を開催しており、リーダーの方が集落に持ち帰って集落内で話し合ったという実績はありますが、その結果はもう少し前に踏み込んだ結果までには至ってないというのが実態で、これだけでは厳しいと考えてます。

それで、「ケース1」と書いてますが、それに加えて専門家を派遣してみるということなんです。

これは、今年モデル集落でやった集落に対して、来年に向けた取組を今後どうやっていくか、集落の方が自ら考えてくれれば良いのですが、一気にそこまでいかないと思うので、専門家を派遣してワークショップをしながら来年の取組を考えていくような形でテコ入れして、集落の方の意識を変化させていきたいと考えてます。

これが「ケース1」ということで考えていまして、これを今年やっていきたいと考えています。

さらに、もっと効率よく効果が出る形でいけないかと考えたのが、「ケース2」です。

それと合わせて、「集落支援連絡会議」をいれてみたものですが、今回大学生を色々募集しているなかで、色々やりとりをしました。

大学の方に、募集チラシを掲示板に飾るのは簡単ですが、それが上手く興味ある学生の所に伝わるかというのが少し疑問があった訳です。

そこで、そういう時には大学の教授等から興味ある方に直で伝わるような話のもっていき方が良いのではと考えました。

そうした場合に、教授とかを利用して情報を伝える。

そういったことで「会議」と書いてますが、情報を伝える場が出来ないかと考えたのが「ケース2」です。

実際、今年のモデル集落の募集チラシの配布の際に、宮城大学の食産業学部で、我々が直接学生と意見交換・説明が出来る機会を頂き、7人程集まり、そこで色々お話をさせて頂きました。

そうすると、学生の方も直に話が聞けるものですから、結構色々興味を持ったと感じました。

他の大学につきましては、どちらかというに掲示板に飾ってもらう程度ですが、東北福祉大学につきましては、七ヶ宿町と協定を結んでいることから、その関係で結構テコ入れができました。

東北福祉大学企画部の担当の方と直接お話をしており、要請があればもっと人を集めてあげるよというお話がありましたが、今回募集する人数が少ないものですから、自然体でいくこととしました。

このような形で、東北福祉大学とは色々やりとり出来る関係が出ています。

そのような事で、「ケース2」というのは「集落支援連絡会議」、情報を伝える会議、そういったものを設けたら良いのではないかとというのがケース2です。

「ケース3」、「ケース4」これは大学生が支援に来る時、足、交通費がない訳です。

足がない、それで大学サークルの助成といった事も出来ないかというのが「ケース3」「ケース4」ですが、「ケース3」の方が県から助成するタイプ、「ケース4」が集落から助成するタイプです。

この場合、中山間地域等直接支払をやってますので、共同活動費から捻出出来るのではないかと目論んだ関係で、集落からと入れています。

県からは、ふる水基金から出せると思いますが、こういった取組がどんどん広がった場合に、果たして全部カバー出来るか、金の切れ目が縁の切れ目にならないかなというのが少し心配なところなんです。

そういったことから、課題等ということで、今までやってみて感じた事を箇条書きしたものです。

1つ目、「ボランティアの主体を大学生と考えることが、果たして有効なのか」ということで、なかなか大学に募集チラシを持っていくことが出来ても本当に集まるのかと、少し不安があります。

意外と企業・団体の方とお話していくと、関係のある企業・団体ということかもしれませんが、結構好印象で協力頂ける、一発返事ももらっていますので、その辺が気になった点です。

2つ目、「大学生を広く募集するのが現実では難しい」、今までの話です。

3つ目、「集落支援連絡会議の構成員（大学教授等）をどうやって集めるか」という事ですが、我々も知っている人達が少ないものですから、そういった方々とどうやって情報を伝えたいのかというのが、今回課題として残っています。

4つ目、「大学教授等の場合、研究が優先となってしまうのか」

5つ目、「大学教授は忙しくて連絡が取りにくい」、実際やってみてそう感じたところです。

6つ目、「大学サークル等への助成費を継続して確保出来るか」、予算があるうちは出来るんですが、予算がなくなった場合に、金の切れ目が縁の切れ目にならないかというのが心配するところです。

7つ目、「支援要望が多く出た場合、県担当の事務量が大幅な増大とならないか」、こういった取組が県内に広がっていった時に、たくさん手が上がってくるのではないかと、そういった時に、今年は県庁主体でやってみていますが、正直いって手が回らなくなるのではないかと、その辺を何か考えなければいけないのではないかとということです。

8つ目、「集落に派遣する専門家として相応しい人を確保出来るか」ということですが、今年3集落をやって、専門家を派遣していきたいのですが、それに相応しい人をどうやって見つけたら良いか、ある程度案はありますが、これが増えた場合にやりきれぬかと、こういった事を今までやってみて感じています。

これまで説明した「ケース1」から「ケース4」をそれぞれ概要として纏めたものを13ページ以降に入れていきます。

簡単にいえば、支援集落と支援希望者をマッチングするシステムとして、現在中山間地域等直接支払の集落を対象にやってみてますが、こういった取組は農地・水でも、ふる水でもやっていけるし、それ以外の普通の所でもやっていけるのではないかと考えています。

現在、県・市町村・県の地方機関と情報を共有しながらやっていますが、上の方の〇〇、ここにみやぎグリーン・ツーリズム推進協議会抱き込んで、情報発信をしていく形でやれないかなということです。

「ケース1」につきましては、今年度やれる様な体制でいます。

「リーダー等研修会」、「地域活動支援」、そういったことを今年やる予定にしています。

「ケース2」につきましては、その次のページですが、それに加えて大学教授等連絡会議、左側の下の方の模式図にあります。

「ケース3」につきましては、「サークル助成」が入ってきています。

「ケース4」が、「グループの助成」、これは集落から出しているケース。

こういったケースが、今考えられますが、色々やってみて本当に出来るかどうか分かりませんが、方向的にはこういった形で作っていきたいと考えています。

皆様の意見・知識を頂きまして修正して、よりよくしていきたいと思っています。

現時点では、完成形ではございませんが、「集落支援体制の構築」を考えているということでの報告です。

議長（大泉委員長）：ありがとうございました。

今日は3：30までなので、「グリーン・ツーリズム行動計画」は報告なしで、参考資料にしておくことで良いですか。

それでは、中山間地域等直接支払交付金事業と活性化事業、それから集落支援体制の構築に向けて、3つの資料をご説明頂きましたので、どこからでも結構です。

みんな関連すると思いますので、ご意見をお願い出来ればと思っています。

文屋専門委員：内川の話が出てきましたけども、内川ふるさと保全隊という大崎市のボランティアを私どもやっております。

そういう意味で、そういう立場の意見といえますか、お願いを含めたお話になるかと思いますが。

おかげさまで私どものボランティア活動も10年程になります。

後継者の問題とか、高齢化になっており、少なからず同じ様な課題を抱えながらやっている訳ですが、その中で交付金というのが非常に大きく活動に寄与しています。

その中で、今年は鈴木専門委員がおっしゃられていましたが、小学校とか子供達を入れていこうと、私共もそういう狙いで、小学校の先生と今相談をしながら水質調査と動植物の生態調査等を10月に企画しようとしています。

中山間地域で多面的機能を有する農業を直接関係ある方だけという事ではなくて、我々も農業関係者が3割程で、商業・工業・サラリーマン等も含めて色々な職種の方々に組織を形成していますが、その中でも、子供達も入れながら参加を呼びかけていくという形で、今活動をしていますので、是非支援して頂ける予算付の決定というのをもう少し早くして頂けないものか。

実は何を言いたいのかということそこなんです。

今年の予算もこの7月になって漸く決定の通知を頂きまして、計画は既に4月から先行してやっていますが、早い段階で申請なり、決定なりをして頂くと、事業計画もスムーズに運べると思いますので、何か方策があればと思ってお話をさせて頂きました。

早い決定をして頂ければ幸いだということでございます。

議長（大泉委員長）：それ、もっともな話ですね。

きちんと検討して頂いて、2カ月でも3カ月でも前倒し出来るように、そうして頂ければということです。

はい、どうぞ。

真木副委員長：この検討委員会で、3つの事業を色々検討させて頂いているんですけど。

今回ご説明頂いた中山間地域での集落支援体制ということでお話がありましたが、この3つの事業について横串を差すような施策をやったり考えるべきではないかと私は思うんですが。

先程、田村委員からご発言がありましたが、農地・水の中でも事務を司る事務の仕事をする人が居なくて活動が続けられないというのが沢山あった。

その辺のところ、土地改良区の支援があるのですかという話があったと思いますが、労力的な支援と事務的な支援と企画的な支援もあるのかなと思いますので、その辺のところを纏めて支援をしていくような施策なり母体なり、そういったものを構築すべきではないかなと思います。

今こういったものに対してボランティアでやって下さる方が沢山いらっしゃると思うんですが、学生さんに限らず、社会人の中でもいらっしゃると思いますので、そういったボランティアの組織が県の全域をカバー出来る、1つ大きなものを作ってしまっただけで、そこに色々な事務を委託したり、やって頂けるような施策が構築出来ないものかなと思うんですけど。

それぞれ事業は違ってても、やる事は大体似たような事業になっていますので、そういった問題も大体同じ様な課題を抱えているのであれば、横串を差すような施策があればなと思います。

検討を頂ければありがたいと思います。

加藤専門委員：確かに、全て関連しているんですよ。

最後に資料ありますけど、グリーン・ツーリズムもそうですけど。

集落支援の説明受けましたけど、まずこれをパッと見ただけで人は集まりません。

時間を見ただけで集まらない、というのは、実は自分もその辺の組織とお付き合いをさせてもらって明日やる予定ですけど、時間的な設定、それから、補助金で車代を出す、それもダメ。

例えば、柿むきに行ってひっくり返ったらどうするの。

そういった保険制度とか、色々なものを考えていくと、まだまだ自らというものが示されていかないとダメなの。

それから、10人以上集まったら、受け皿が悪いと絶対出来ない。

1人で30人も40人もこうやってくださいとすると、1週間前から地域が準備しないといけないんですよ。

2人、3人だったら「分かりました」といって1件の農家でも準備できますけど、30人、40人、例えば10人ぐらい集まったら集落で最低3～4人位が以前から準備をしておかないと、おそらく出来ないだろう。

そうすると「ああ、いない、いない」となりますから、非常に受け皿と進める側と体制の取り方が

非常に難しいと思う。

特に専務さん、お分かりだと思いますけど、やはり自分達が受け取ったときに「ああ、終わった、くたびれた」と半分は嬉しいんですよ。

お手伝いしてもらってから嬉しいの。でも、非常に疲れる。だから疲れを残さないためにという事になると、真木副委員長が言われたように、両刀使いでいかないと。

事務的なもの、それから労力的なもの、これは全て農地・水を含めて、対応の仕方についてはかなり細かい所まで議論していかないと、地元ですよ。

たぶんこれでは、学生より大人の方が集まります。

例えば、沼倉委員がいらっしゃいますから、このヒマワリの油、生協さんで試験的にやってみてなんて持ちかけたら、お母さんがたぶん寄ってくると思う。

それからヨモギといったら寄ってくると思います。

ただ、柿の場合は皮むきだけだったら良いと思うんですけど、木に登っての作業は危険性が高くなる。

そういった事を含めていうと、時間帯ね、せいぜい3時。ボランティアは3時まで。

そういった事を含めて企画すると非常にいい。

それから県がどこまでも抱えるんじゃないかと、支援の受け入れ先と支援者をどのような形で結ばせていくか、それを作り上げていかないとダメだと思う。

受け皿との連携の取り方、ですからグリーン・ツーリズムもそうなんですけど、農家でもなかなか受ける方々が少なくなっているが。

地域によっては集落で出来る、若しくは集落でボンと受けてくれるというように変わってきてますから。

その地域バージョンがあって然るべきだと思う。

丸森の筆甫は筆甫、こっちはこっち。

例えば今もやってるんですか、県の皆さん方、セヶ宿に行つて。

高橋専門委員：毎年やってますよ。スノーバスターズ。

加藤専門委員：スノーバスターズか。

皆さん方が「俺達行ってみっから」というように、「俺達行ってみっから」っていう考えがないと、これは体制が成り立ちませんから、自分達が行くんだという気持ちが大切。

実は明日来るのはNPOなんですよ。

農政局のOBで、明日35人くらい来るかな。

雨でもやるって、カッパ着てね。

俺は動かないんだよ。

その時は、騒いでるだけ。

だけども、騒いで済むまでには、もう10年くらいのお付き合いをしていますから、自分達が色んな道具を持ってやるんですけど、片方はトラクターに乗る人、片方は種蒔く人とか、手分けしてやるんです。

だからそういった地元との打ち合わせを上手くやっておかないと、行き詰まりますよ。

非常に良いアイデアだと思います、これ、策としては良い。

ただ、あくまでも大学生だけが相手ではダメだ。

田村先生なんか宇都宮から来るかもしれないよ、生徒連れて。

田村委員：宮城県内の大学という仕切りを外して頂ければ、参加したいと思います。

議長（大泉委員長）：ありがとうございました。

時間が無いから意見だけ貰うことにします。

高橋専門委員：まず皮切りに中山間地域等直接支払、平成25年度で制度を見直しました。

やっていない所を入れるとポイントが加算というユニーク対策ですが、これは我が県では実際やっている所はあるんですか。

高橋班長：今年制度が改正になりまして、まだ平成25年度にやろうとする所は出ていません。平成26年度については要望を確認中です。

高橋専門委員：あると思いますか、現実的に。

これ悪いけども、ウチの方からのニーズとしてこういうものがあるだろうか。

関西以西の限界集落とか、もうどうにもならないというような所が苦肉の策として出したような場当たりのであって、一過性のものであって、非常に我々も思うところもあるんですが。

今回ご提案を頂いたこういったケース、必ずしもダメだとは言いません。

ただ、真木さんからお話があった今回我々がお願いしているのは、国がやるべき事と県行政として補完しなければならないところを明確にしてもらいたいですよ。

それを画一的に何かをやらなくちゃならないということで、支援が何の支援なのかよく分からないんですよ。

そこのところを明確にしていかないと、何をしようとしているのかが明確じゃないので、我々がやるべき事というのは国にお願いして、国がしっかりとやっていくべきものをまず把握してもらいたい。

各集落とか実際やっている方々、それとは別に、今使おうとしているのは、果実運用というのがあった訳ですよ。

果実運用が今600万台だと、ピーク時は900万台。

平成5年から始まったこの制度が、その後、中山間地域等直接支払が出たり、農地・水ということで、そういう間接的な支援するという仕組みが後々に、熟度が達した我が国の制度が、どんどん変化していつてるんです。

これだけ置かれてるんだけど、我々はしたたかに上手く果実を運用することによって、宮城県として「良かったな」というものに出来ないだろうかというのが、そもそも3月にお願いした話なんです。

それに対する回答の1つの流れとして、今回支援という言葉を使いましたが、これはこれでやってみる価値があると思います。

ただ、これがどういう目的をもって、どういうものが期待されるのかというのが全く見えない。

似たようなものが、ただ3つやるということなんで、心配しないでどうぞ、必要があったら県がいくらでもお金を出すくらいの思いを持って、まずニーズがどれだけあるのかを調べるべきだろうと思うんです。

「来たら困る」とか「忙しくなったら困る」というような、出来ない理由を先にやるのではなくて、どれだけニーズが高いものを我々が自信を持って出せるのかということを実際に考えて頂きたいと思います。

まずもってやる事を今回お願いした手前、これダメだとは言えません。

やってみる価値はあるとは思いますが、これで充分ではないだろうということで、なんか足りないなと。

先程の横串の発想、これが1つのキーワードになってる筈です。

1つ1つの施策だけでは出来ない。

地域の全部をカバーするためには、我々農業農村整備部門だけでは出来ない部分も必ずあるはずですから、そういったものをどういうふうにカバーしていかなければならないのかと言えば、横の広がりや否応なしに出てくるんだと。

そういったものをポジティブに、ネガティブじゃなくてポジティブに受けるという事が今回の施策検討委員会のありようだと思いますので、更なる熟度を増した検討をお願いしたいと思います。

議長（大泉委員長）：はい、ありがとうございました。

いかがですか、他に、中山間地の事で、ご意見がある方。

はい、どうぞ。

田村委員：今の高橋専門員と全く私も同じ意見です。真木副委員長がおっしゃった横串の話の中で、労働・事務・企画という話がありました。今回この提案されたものは、それに向けてのたたき台というか、見直しと捉えて、戦略的に続けてやると課題だとか問題点が明らかになってくるので、そういった姿勢で取り組むということが必要かなと思ってます。

将来的には一般の方も巻き込む。その布石として、今回は大学生でやってみるという戦略でいいのかな

と思います。

大学に居る人間からすると、例えば、もし今後大学生を取り入れるという視点をやるのであれば、むしろ単発にせず1週間とか、まとまったような形でやると、大学としてはインターンシップという教育活動の中に取り入れる事が出来ますので、そういったやり方もひとつ検討頂けると良い仕組みになると思います。

そういうふうにして頂くと、宮城県内に限らず栃木あたりからも出しやすいなというのがありますので、その時にご相談頂ければと思います。

以上です。

議長（大泉委員長）：はい、そろそろ時間なんですけど、いらっしゃいますか。

鈴木専門委員：集落支援広域ネットワークシステムみたいなものが連携して出来上がっていくんだったら、それは凄く良いんですけど、それは、ある意味地域づくりの応援部隊を繋げていくことなので、例えば、実際そこを助けたいと思ってボランティアに入りこむと、まず花を植えるにしてもどこにどうやって植えたらいいのかとかなります。

この町をどうしたらいいか、まず絵を描ける人がいるかと言われるんですね。

知り合いを頼んで連れて行ったりするので、いろんな専門家が突き刺さりたいようなシステムづくりを心掛けて頂きたいなと思いました。

議長（大泉委員長）：なんかね、こういう支援ネットワークとか作ろうとしてなかなか作れないんだよね。

中山間地域等農村活性化事業ね、元々宮城県が中山間地をどうにかしなきゃということで、基金を創設してやり始めた訳ですけど。

中山間地政策も出てきて、色んな事業が重なってきているということで、県は国の政策の下請もしなければいけないのかもしれないけど、やはり現場を抱えているので、現場ニーズに基づいた施策構築というのがどうしても必要になってくるんだと思うんですけど。

今回も援農ボランティアって書いてあるけど、これなんでワーキングホリデーって言わないのかなという事もあったり。

たぶん先程の話を聞いている限りは、他で使ってるからこっちは使えないみたいなことがあったのかもしれないけれど、それは誤解かもしれませんが。

それで大事なものは、3月の委員会に出てきて、宮城県で何が必要とされているかということ。

どこをターゲットとした地域政策を作り上げるかということなんで、結構難しいんですよ、これ。

今日出てきたのから判断すると、加藤さんおっしゃってたけど、集落に人が居なくなって大変な所へ、更に大変な事業を押し付けるような感じになっちゃってはいないか。

だから頑張る人は頑張るけど、疲れたなで終わっちゃって次回からどうするんだよという話になっちゃう。

そういう事は集落支援なのかどうかということですよ。

肝心なのは、集落の持続可能性をどうやって維持するかっていう話だと思うんですよ。

今人が居なくなって高齢化してという集落で、集落機能がどんどん崩壊して行って、特に農業なんかもそうだけど、それをどういうふうに支援出来るのか、自然に支援出来るのか。

そのやりかたというのは、今まで気が付かないところに実はヒントがあったりするんで、そこを少しみていこうという話です。

支援するとしたら外からの支援というのものもあるから、体制という問題も大事なところでしょうし、主体としてみれば、土地改良区なのか、企業なのか、会社なのか。

一社一村運動なんてのもある位だから、会社が支援に乗り出さないということもないんだろうと思うんですね。

そういう人達が集落に対してどのように関わられるかという施策構築を試みるというのが、県やなんかの役割だと思います。ただ、また加藤さんを出して申し訳ないけど、この企画だと県庁職員がボランティアで行って見ないと成功しないのでは問題なのだろうと思います。

色々私どももご意見申し上げますので、次回あたりまでどのような施策が考えられるのか、整理していただきたい。

これ他の県でも作り始めていて、例えば、秋田だったら企画サイドで作ってるし、青森だと農政あたりで作りはじめているし、ましてや中四国あたりだとかなり前から真剣に作っているのがある。

国の事業があるからやるというパターンではなくて、むしろ事業を利用しながら宮城県としての地域対策をどうするのかというあたりを考えて頂くとありがたいなと思います。

それは農村振興課の役割なのかなという気がするんですけどね。

そういうことで、終わろうと思うんですけど、事務局から最後何かありますか。

議長（大泉委員長）：この間は、課長さん「頑張ります」って終わったんですけど。

菅原課長：色々マッチングというのは大変難しいようでして、今年やった中で更なる課題なり、よりよいやり方っていうのを見つけていきたいと思います。

あとは、先程からおっしゃられたように、農地・水と中山間地域等直接支払というのは、ほぼ場所は違っても同じ様な事業ですので、課題はリーダーが居ないとか、事務を担う人が居ない、そこをどう県として補完・支援していけばいいのかと。

それがある程度クリア出来れば、もっともっと活動も活発になってくるだろうと思いますので、そこら辺のことを施策化というか、システム化なり、色々出来るかどうか検討して、対応していきたいと思います。

菅原課長：600万円強の運用益がございますので、170万円は基金に繰り入れてますが、有効活用していきたいと思います。

議長（大泉委員長）：事務局にお返しします、今日の会議の最後をお願いします。

司会（事務局：大場技術補佐）：大泉委員長、どうもありがとうございました。

本日の議事録は公開となりますので、事務局で作成したものを後日メール又はFAXで送付しますので、確認していただきたいと思います。

最後に情報ですが、「豊かなむらづくり全国表彰」という表彰制度がありますが、今年度の宮城県代表としまして、文屋専門委員が所属しております「内川保全隊」を推薦しておりますのでお知らせ致します。

結果につきましては、秋頃に判明する予定でございますので、今年度の第2回委員会で報告出来ると思います。

それから、第2回の委員会は12月下旬を予定しております。

委員・専門委員の今期の任期が、来年の1月6日までとなっておりますので、次回は慰労を兼ねまして、夜の部も併せてセットしたいと思います。

早めに日程を決定したいと思いますので、日程調整の際は、よろしくをお願いします。

本日は、委員の皆様、専門委員の皆様には大変お忙しい中、熱心なご討議をいただき、ありがとうございました。

本日の会議で頂きましたご意見を本県の農村振興に反映させていただきますので、今後ともよろしくご指導の方お願い致します。

本日は誠にご苦勞様でした。

以上をもちまして、平成25年度第1回宮城県農村振興施策検討委員会を閉会致します。

忘れ物のないように、気を付けてお帰りください。